

制度情報—2020年6月の法令から—  
北京市大地律師事務所  
(北京市大地律師事務所日本部監修)

## I. 重要な法令のポイント解説

### 2020年度立法活動計画

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会  
(公布日) 2020年6月1日

#### 1. 主なポイント

- (1) 審議を継続する法案(12件):『生物安全法』、『特許法』(改訂)、『輸出規制法』等。(第1条)
- (2) 初回審議を行う法案(29件):『著作権法』(改訂)、『安全生産法』(改訂)、『個人情報保護法』、『データ安全法』、『海南自由貿易港法』等。(第1条)
- (3) 予備審議を行う項目として、『会計監査法』、『資金洗浄防止法』、『中国人民銀行法』、『商業銀行法』、『保険法』等の改訂、『湿地環境保護法』、『危険化学品安全法』等の制定、ビジネス環境改善に関する法律の改訂。(第1条)
- (4) 国の公共衛生応急管理体系の整備に関する法制度の研究・評価の強化を提言した。また、中国の法域外に適用する法律体系の構築を加速し、「ロング・アーム管轄」の法制度に対する阻止、報復にかかる研究の取組みを強化する。(第4条)

#### 2. 今後の留意点

当該立法計画では、目的に適合した、適時性のある法律の英文翻訳の業務を実施していくことの必要性が強調された。これは外国の企業や政府が中国の法律をよりよく、迅速に、正確に理解できるようにするための条件を整える措置となる。(全4条)

### 外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)、 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)

(発令元) 国家發展改革委員会、商務部  
(法令番号) 令第32号、第33号  
(公布日) 2020年6月23日  
(施行日) 2020年7月23日

#### 1. 主なポイント

- (1) 過去3年間で、全国版の外商投資参入ネガティブリストは93項目から40項目まで縮減されてきたが、2020年版ではさらに33項目にまで減らされ、自由貿易試験区版では37項目から30項目に減らされた。
- (2) 金融等サービス業の重点分野の開放を加速させ、証券会社、証券投資基金管理業者、先物取引業者、生命保険会社の外資持分に関する比率の制限を廃止した。
- (3) 製造業分野において、商用車製造の外資持分に関する比率の制限を取り消し、外資による放射性鉍物の精錬、加工及び核燃料生産への投資を禁止する規定を廃止した。農業分野において、小麦の新品種の選抜育種及び種子の生産を「中国側の持分支配とする」という規定を緩和し、「中国側持分が34%を下回らない」とした。
- (4) 自由貿易試験区における開放の試験運用を継続し、外資による漢方薬材への投資を禁止する規定を廃止し、外資が独資により学制類の職業教育機関を設立することを認めた。

## 2. 今後の留意点

『外商投資法』及びその実施条例は今年1月1日より施行され、参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度が法令レベルで正式に確立され、外資系企業の中国における利益への強力な保障が提供された。今後の対中投資を検討する外国企業は、ネガティブリストの改訂の動きに密接に注目されたい。(全9条)

### 中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第50号

(公布日) 2020年6月30日

(施行日) 2020年6月30日

#### 1. 主なポイント

- (1) 全文はそれぞれ、「総則」、「香港における国家安全維持の職責及び機関」、「犯罪行為と処罰」、「事案の管轄と法律の適用及び手続き」、「中央政府の駐香港国家安全維持機関」、「附則」の6章からなり、実体法、手続法及び組織法の内容を兼ね備えた総合性の法律となっている。
- (2) 香港警務処は国家安全維持のための機関を設立し、当該機関は香港以外から国家安全維持に協力させる専門の職員や技術人員を任用することができる。(第16条)
- (3) 香港に国家安全維持委員会を設立し、国家安全維持の主要責任を負い、中央人民政府の監督と責任追及を受ける。(第12条)
- (4) 香港の永住居住者の身分を有しない者が、香港以外で香港について本法に規定する罪を犯した場合にも、本法を適用する。
- (5) 本法は過去に遡及して適用しない(本法の発効以前の行為は本法による拘束を受けない)。(第39条)
- (6) 中央政府は香港に国家安全維持公署を設立する。(第48条)
- (7) 駐香港国家安全維持公署及びその職員が本法により職務を執行する行為について、香港の管轄を受けないものとする。(第60条)

#### 2. 今後の留意点

本法は短期間で立法から公布までのプロセスが進められたが、極めて高い関心を集めている。今後関係政府機関により、記者会見の開催等各種の方式で解説や宣伝が行われる可能性もある。(全66条)

### 輸出製品の国内販売切替えに関する実施意見

(発令元) 國務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2020〕16号

(公布日) 2020年6月17日

(施行日) 2020年6月17日

#### 1. 主なポイント

- (1) 2020年末までに、輸出先国家の標準により生産され、かつ関連する標準技術指標が中国の強制性標準の要求に適合する輸出製品について、企業が国内販売することを許可する。対外貿易に従事する企業は、輸出から国内販売に切り替える製品に貼付する中国語及び外国語のラベルや標識の内容の整合性に責任を負う。輸出から国内販売に切り替える製品がCCC認証(中国強制製品認証)の対象である場合は、法によりCCC認証書を取得しなければならない。(第2条)

- (2) 企業が「同一ライン同一標準同一品質」の製品を発展させることを支持し、同一の生産ライン上で、同一の標準、同一の品質要求に基づいて生産され、輸出も国内生産も可能な製品について、企業のコスト削減、販売の国内外切替えの実現を支援する。(第2条)

## 2. 今後の留意点

新型コロナウイルスの感染が全世界にまん延する中、中国政府より対外貿易に従事する企業の操業・生産再開を支援するとともに、国内需要を開拓するために、この規定が打ち出された。必要のある企業は、当該規定に基づいて関連製品の販路を輸出から国内販売に切り替えることができる。(全5条)

### 法により新型コロナウイルス関連の民事事件を適切に審理すること にかかる若干の問題に関する指導意見(3)

(発令元) 最高人民法院  
(法令番号) 法発〔2020〕20号  
(公布日) 2020年6月8日  
(施行日) 2020年6月8日

#### 1. 主なポイント

- (1) 訴訟過程において感染流行により適時に関連書類について公証、認証手続きを行えなかった外国企業は、期限を延長して提出することができる。(第1条)
- (2) 信用状紛争事件を審理する際、裁判所は悪意により貨物を引き渡さないケースと、感染流行又は感染対策のために貨物が引き渡せなかったケースを正しく区分しなければならない。(第5条)
- (3) 運送請負人が感染流行のため、発送地又は目的地において通行を禁止又は制限する防疫措置が取られた等により輸送路線の変更が発生したり、積卸し作業が制限を受けた等により引渡しが遅延したことを証明する証拠を提供し、すでに荷主に通知しており、運送請負人が相応の責任の免除を主張する場合、裁判所は法により支持する。(第6条)

#### 2. 今後の留意点

当該意見により、感染流行に関する渉外商事・海事紛争等の事件を審理する場合、裁判所では積極的に訴訟手続きの優先対応措置を提供し、事件審理の各業務に感染流行による影響が及ばないようにつきことが提起された。(全9条)

### 海南離島旅客の免税購買政策に関する公告

(発令元) 財政部、税関総署、税務総局  
(法令番号) 公告2020年第33号  
(公布日) 2020年6月29日  
(施行日) 2020年7月1日

#### 1. 主なポイント

- (1) 「離島免税政策」の概念及び離島免税の税目、免税を適用される旅客の範囲を明確に定めた。(第1条、第2条)
- (2) 離島を訪れる旅客につき、1年間1人あたりの免税で購買できる上限金額を10万人民元とし、回数は問わない。(第3条)
- (3) 離島免税店につき、海口美蘭空港免税店、海口日月広場免税店、琼海博鳌免税店、三亚海棠湾免税店を確定した。(第4条)

## 2. 今後の留意点

すでに購入された離島免税商品は、国内市場に持ち込み再販売することはできないとされている。規定に違反して免税商品を転売、代理購買、密輸した個人は、法律・法規により信用記録をとってリストに登録し、3年間は離島免税商品を購入できないものとする。（全9条）

### 社会保険料の一時的減免政策の実施期間等の問題に関する通知

（発令元）人力資源社会保障部、財政部、税務総局

（法令番号）人社部発〔2020〕49号

（公布日）2020年6月22日

（施行日）2020年6月22日

## 1. 主なポイント

- (1) 各省の中小・零細企業について社会保険料の会社負担部分を免除する政策の実施期間を、2020年12月末まで延長する。（第1条）
- (2) 感染流行の影響により生産経営に困難が生じた企業について、引き続き社会保険料の納付を2020年12月末まで猶予し、猶予期間中の延滞金を免除する。

## 2. 今後の留意点

最近、各省市で実状に鑑みて具体的な実施弁法が制定・公布される動きがあり、各地の企業には十分注目することを勧める。（全7条）

## II. 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

2015年6月、王氏はある日系のコンビニエンスストアチェーンの中国本社であるA社に入社し、チェーン店舗のB店で店員として勤務することとなった。王氏は入社当日に労働契約書及び就業規則に署名し、「労働契約」では「甲のチェーン企業としての経営特性に鑑み、乙は労働契約期間中において甲による勤務異動の指示に従うことに同意し、この異動には甲の部署間の異動及びその他の甲が持分支配する会社・組織との相互異動を含む」ことが約定されていた。2017年9月11日、A社は王氏に「従業員異動通知書」を送付し、王氏はB店から同区内のC店に異動となったが、王氏はこの異動に同意せず、C店に出勤しなかった。A社は王氏に対し、9月18日と9月25日の2回にわたり「出勤通知書」を送付してC店に出勤するよう求めたが、王氏はなおC店への出勤を拒否した。やむをえずA社は10月9日付で王氏に「労働契約解除通知書」を送付し、王氏が理由なく無断欠勤したという事由により、王氏との労働契約を解除した。王氏はA社が違法に労働関係を解除したとして労働仲裁を申し立て、A社に労働関係の違法解除に対する賠償金の支払いを請求した。

### 2. 紛争の焦点

協議して合意することなく、A社から王氏に勤務地の異動を一方向的に命じる権利はあるのか。

### 3. 弁護士分析

A社が王氏と締結した「労働契約」によると、A社には王氏の勤務地を調整する権利があり、当該約定の有効性については、A社が王氏の勤務地を調整することで労働契約の履行に実質的な影響があるか否かを判断する必要がある。A社が王氏の勤務地を調整しても、王氏の労働契約履行に困難をもたらすことがなく、福利待遇等の低下も伴わないということであれば、A社が王氏の勤務地を調整することは労働契約の実質的な変更を構成せず、王氏にはA社の業務指示に従う義務がある。

具体的には、A社が王氏をB店から同区のC店に異動させても、王氏の業務内容は変わらず、賃金水準が引き下げられることもなく、王氏の労働契約履行に実質的な影響が生じるわけではない。このため王氏はA社による異動の決定に従うべきであるが、A社が2回にわたり「出勤通知書」を送付したにもかかわらず、王氏がなお出勤しなかったことは無断欠勤を構成しており、明らかにA社の「就業規則」の関連規定に違反しているため、A社には王氏との労働関係を解除する権利がある。

### 4. 司法判断

本件は労働仲裁、一審、二審の裁判を経て、最終的にA社による王氏との労働関係解除は合法であり、王氏への労働関係の違法解除にかかる賠償金の支払いは不要とする判決が下された。

### 5. 留意点

『労働契約法』第35条により、労働契約の変更には従業員との協議合意が必要であると規定されている。ただし、生産経営上の事情や部署調整等のために従業員が勤務地を調整せざるを得ないといった特殊な状況のもとで、調整後の職位クラス及び福利待遇等がもとのポジションを下回らないことを保証し、かつ侮辱や懲罰の性質を帯びないことを条件に、会社が一方的に従業員を異動させることが可能とされている。それでも、従業員の異動は極めて労使双方間の紛争を引き起こしやすいものであり、職務調整を行う過程においては、法により民主的プロセスを履行し、従業員との協議に関する証拠を作成、保管し、適法に異動を完了することが望ましい。